

運航基準

運 航 基 準

平成18年12月14日

丸文松島汽船株式会社

目 次

第1章 目的	概要	規則	船員	船舶	港湾	機関
第2章 運航の可否判断	航行	操縦	安全	運航	港外	機器
第3章 船舶の航行	航路	航行	安全	運航	港外	機器

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき塩釜～松島航路、塩釜～大高森～松島航路、松島～松島航路、塩釜～寒風沢～野の島～松島航路、及び塩釜～塩釜航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

航 路 名	発 航 港	気 象・海 象		
		風 速	波 高	視 程
塩釜～松島	塩 釜	1 5 m/s 以上	1 m 以上	5 0 0 m 以下
	松 島	1 5 m/s 以上	1 m 以上	5 0 0 m 以下
塩釜～大高森 ～松島	塩 釜	1 5 m/s 以上	1 m 以上	5 0 0 m 以下
	松 島	1 5 m/s 以上	1 m 以上	5 0 0 m 以下
松島～松島	松 島	1 5 m/s 以上	1 m 以上	5 0 0 m 以下
塩釜～塩釜	塩 釜	1 5 m/s 以上	1 m 以上	5 0 0 m 以下
塩釜～寒風沢～ 野の島～松島	塩 釜	1 5 m/s 以上	1 m 以上	5 0 0 m 以下
	松 島	1 5 m/s 以上	1 m 以下	5 0 0 m 以下

2 船長は発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

航 路 名	気 象・海 象		
	風 速	波 高	
塩釜～松島	1 5 m/s 以上	1. 5 m 以上	
塩釜～大高森 ～松島	1 5 m/s 以上	1. 5 m 以上	
松島～松島	1 5 m/s 以上	1. 5 m 以上	
塩釜～塩釜	1 5 m/s 以上	1. 5 m 以上	
塩釜～寒風沢～ 野の島～松島	1 5 m/s 以上	1. 5 m 以上	

3 船長は前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。当社の全航路に適用。

海上模様		
風速	波浪	動揺
12 m/s 以上 (船首尾 方向の風を除く)	波高 1.2 m 以上又はうねり 階級 以上	横揺れ 度以

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。当社の全航路に適用。

風速 15 m/s 以上	波高 1.5 m 以上
--------------	-------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるとときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象		
	風速	波高	視程
塩釜港	15 m/s 以上	1 m 以上	500 m 以下
松島港	15 m/s 以上	1 m 以上	500 m 以下

(入港の可否判断の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、第4条に掲げる措置を取る場合協議の内容を記録する事とする。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運行管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

(1) 出入港配置

(2) 狹視界出入港配置

- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狹視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狹水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運行管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

航路名	名称	使用基準
塩釜～松島	第1基準経路	周年
	第2基準経路	地蔵島～仁王島の海域で波高が1.5m以上になった時
松島～松島	第1基準経路	周年
	第2基準経路	鐘島より南の海域で波高が1.5m以上になった時
塩釜～大高森 ～松島	第1基準経路	周年
	第2基準経路	地蔵島～陰田島の海域で波高が1.5m以上になった時
塩釜～寒風沢 ～野の島～ 松島	第1基準経路	周年
	第2基準経路	地蔵島～陰田島の海域で波高が1.5m以上になった時

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、別表とする。

2 船長は速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならぬ

い。

(特定航法)

第9条 塩釜港の航法

(1) 塩釜港（第1区）内及び松島中央桟橋より半径1Km以内においては減速し他船の航行に十分注意して航行しなければならない。

(2) 港長の権限で港内規制があった場合はその指示に順じた航法を指示する。

(通常連絡)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1)	航路名	塩釜～松島	松島～松島	塩釜～大高森～松島	塩釜～塩釜
	地点名	仁王島	仁王島	大高森、仁王島	松島海岸、9号ブイ
	航路名	塩釜～寒風沢～野の島～松島			
	地点名	仁王島、寒風沢、野の島			

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ 大高森にあっては到着時刻、下船人員、出港の時は乗船人員及び出港時刻
- ⑤ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	塩釜本部事業所	無線電話
(2)	緊急の場合	塩釜本部事業所	無線電話

(機器点検)

第12条 船長は入港着岸前、桟橋手前(400m位)等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

- 2 塩釜港入港接岸に際しては、まがき島付近(400m位)で半速～微速へ、東北ドック付近(200m位)で完全に微速航行としクラッチを一度中立にし、続いて後進に切替えて、後進が利くことを確認後、前進微速にて入港する。
- 3 松島港入港接岸に際しては、福浦島南側(400m位)で半速～微速へ、双子島付近(200m付近)で完全に微速航行としクラッチを一度中立にし、続いて後進に切り替えて、後進が利くことを確認後、前進微速にて入港する。
- 4 風向、風速及び往来船舶に十分注意し、上記事項の点検を実施すること。

(記録)

第 13 条 運航管理者は、運航基準航路変更に際して、協議を行った場合にはその内容を記録するものとする。